

SOS ニュース

相続についての知識【4】

※ 相続財産はいったん、相続人全員の共有状態になりますが、その後、遺産分割手続きを経て、相続財産がそれぞれ個別、具体的に各相続人に帰属することになる。

■ 遺産相続の手続き

相続人は遺産分割協議で、相続財産をどう分けるかを定めることとなります。この場合、法定相続分と異なる分割をすることもできます。協議分割がまとまると、遺産分割協議書が作成され、この協議書をもとに、不動産、預貯金口座など所有権の移転登記をすることになる。

* 相続分皆無証明書

遺産分割で作られることもある書類である。この書類は被相続人から相続人が生前贈与をうけたりして、相続分がないということの証明書である。事実上は相続放棄と同様の効果があり、家庭裁判所の手続きを必要とする相続放棄より簡便なために、この証書が作られているようです。

■ 遺産分割協議

遺言があれば、その遺言に従って各相続人の相続分が決まります。遺言がなければ話し合いで決めます。このように、相続人全員が協議して遺産の分割を決めることを遺産分割協議と呼びます。

遺産協議分割が決まったときは、後日の紛争防止のために「遺産分割協議書」を作ります。この遺産分割協議書は、不動産相続の登記や相続税申告に必要です。遺産分割の際に気を付けなければならないことは、遺産に負債が含まれている場合です。この場合に、法定相続分と異なる分割をしても、負債の部分は、法定相続分の割合に応じて相続したものとして、債権者から請求されます。

これを避けるためには、負債部分に関して誰がどのような割合で、法定相続分と異なる相続をしたかについて、あらかじめ債権者の承諾を得ておく必要があります。

* 遺産分割協議が不成立の場合

遺産分割協議が成立するには、相続人全員の同意が必要です。もし、一人でも反対する相続人がいれば不成立となります。このような場合には家庭裁判所の「調停」を利用するのが良いでしょう。

この制度は、調停委員が当事者の間に入って、それぞれの言い分を聞いた上で、当事者双方が納得できる結論を探ってゆく方法をとります。そして、調停がまとまると調停書を作成します。いったん、調停書が作成されると、調停書に記載された内容は、裁判の判決と同じ効力を持ち、後になって、その内容と異なる主張をしても認められません。また、この調停書によって、登記の申請なども行うことができます。

■ 相続財産の評価

(1) 現金・預貯金等の評価

- * 現金・預貯金などは、その金額がわかるのでその額が評価財産です。ただし、生命保険の死亡保険については、受取人が誰かによって相続財産に入るかどうか異なってきます。つまり、受取人が相続人となっておらず、特定の人である場合は、その人が保険金を受け取ることになります。ただし、相続人の内の誰かが保険金を受け取った場合には特別受益となり、相続財産に含まれることになります。
- * 不動産の評価 宅地の評価方法には「路線価格方式」と「倍率方式」の2種類の方式がある。
- * 路線価格方式 その宅地が面する道路に国税庁が付けた1 m²あたりの金額（路線価）を基準として、算定される評価額をいいます。
- * 倍率方式 その宅地が所在する市区町村の固定資産課税台帳に登録された固定資産税評価額に一定の倍率をかけて計算するものです。路線価の付けられていない地域にある宅地の評価に使用されます。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律[㊦]事典より)